

# 伊勢市「マイボトル協力店」等推進事業 実施概要

## 1 目的

伊勢市「マイボトル協力店」等推進事業は、ペットボトルやプラスチック製・紙製カップ等の使い捨てとなるプラスチック等のごみを削減するため、マイボトル・マイカップを持参した市民等に対し飲料を提供する店舗を「マイボトル協力店」、マイボトル・マイカップの持参を推進する事業所や施設等を「マイボトル推進事業者」として登録するとともに、その取組を広く紹介することで、使い捨てとなるプラスチック等のごみの削減を推進していくことを目的とする。

## 2 登録の対象となる事業者

(マイボトル協力店)

マイボトル・マイカップを持参した市民等に対し飲料を提供する伊勢市内の店舗

(マイボトル推進事業者)

マイボトル・マイカップの持参を推進する伊勢市内の事業所や施設等

## 3 登録の要件

次に示す取組項目を、1つ以上実践する事業者を伊勢市「マイボトル協力店」または「マイボトル推進事業者」として登録する。

- (1) 持参したマイボトル・マイカップに飲料を提供
- (2) 事業所または施設内においてマイボトル・マイカップの持参を推進
- (3) 給水機等の設備を設置

## 4 取組内容

- (1) 伊勢市「マイボトル協力店」等に登録した事業者(以下「登録事業者」という。)は3で登録した取組を積極的に実践し、使い捨てとなるプラスチック等のごみの発生抑制に努める。
- (2) 登録事業者は、この取組について市と共に積極的にPRし周知を図る。
- (3) 登録事業者は、ごみ減量課が実施する啓発等に協力する。

## 5 登録方法

伊勢市「マイボトル協力店」等参加申込書に必要事項を記入の上、ごみ減量課へ提出する。

## 6 登録内容の変更、登録の中止

登録事業者は、申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、すみやかにごみ減量課へ申し出る。また、登録を継続できなくなったときは、ごみ減量課へ申し出るとともに、ステッカーの掲示を取りやめる。

## 7 登録の抹消

- (1)ごみ減量課は、登録事業者が3に定める要件を満たさない場合や、信用を失墜する行為を行うなど登録事業者として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。
- (2) 登録を抹消された登録事業者は、すみやかにステッカーの掲示を取りやめることとする。

## 8 啓発

伊勢市は登録事業者を、伊勢市ホームページ、広報いせ、SNSなどの媒体に掲載し、市民への周知を図る。

## 9 特記事項

登録事業者からの申し出がない限り、登録は継続される。